

## 観光振興事業費補助金

(地域の魅力を後世に繋ぐサステナブルツーリズムコンテンツ高度化事業) 実施要領

令和6年5月20日 観観資第25号

この実施要領は、観光振興事業費補助金（地域の魅力を後世に繋ぐサステナブルツーリズムコンテンツ高度化事業）交付要綱（令和6年5月20日観観資第25号）のほか、観光振興事業費補助金（地域の魅力を後世に繋ぐサステナブルツーリズムコンテンツ高度化事業）の交付等、地域の魅力を後世に繋ぐサステナブルツーリズムコンテンツ高度化事業の実施に当たって必要な事項を定める。

### 1 事業実施について

観光振興事業費補助金（地域の魅力を後世に繋ぐサステナブルツーリズムコンテンツ高度化事業）において、事業計画策定者は、我が国の地域に根付く自然・文化・歴史・産業等を活用し、サステナブルへの関心が高い層へ訴求する「観光利用を地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくり」を図り、総合的なコンテンツの高度化に資する取組を進めるための具体的な事業計画を観光庁に提出する。観光庁は、提出された事業計画をもとに事前審査を行い、審査結果を踏まえ、事業計画策定者に対して補助金額等を内示する。事業計画策定者は、補助対象事業者が内示後に作成した交付申請書を取りまとめ、観光庁に提出する。

### 2 補助対象事業者について

事業計画における、個別事業の実施主体として記載されている地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）・民間事業者等であり、次のイからハマまでに掲げる要件の全てに適合している必要がある。

- イ 補助対象事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織及び人員を有していること
- ロ 補助対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること
- ハ 補助対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること

### 3 補助対象事業について

#### イ 補助率及び補助額について

補助率は1/2とし、補助額は500万円を上限とする。

#### ロ 補助対象経費

サステナブルへの関心が高い層へ訴求する「観光利用を地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくり」を推進し、総合的なコンテンツの高度化に資する事

業であって、サステナブルな観光コンテンツの造成に必要な既存施設等の改修・整備、設備・備品の購入に要する経費とする。

#### 4 事業評価について

##### (1) 事業評価の実施

補助対象事業者は事業評価を行い、補助対象事業が終了した日から起算して一ヶ月を経過した日又は事業年度の3月28日のいずれか早い日までに事業計画策定者を通じて観光庁へ提出することとする。観光庁は、提出された事業評価を確認し、補助対象事業者に対し今後の事業又は地域の取組の改善の観点から、適切な指導・助言等を行う。ただし、補助対象事業の全部が国の会計年度内に完了しないときには、翌年度の4月1日までに事業計画策定者を通じて参考となる資料を添えて観光庁に報告することとする。

##### (2) その他

(1) によることができない特段の事情がある場合は、国、事業計画策定者及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

#### 附 則

この要領は、令和6年度予算から施行する。